

共通到達度確認試験について

これまでの実施経緯と今後の見込み

- **第1回試行試験（平成26年度）**
 - 法学未修1年次を対象に実施。
 - ・ 実施科目：憲法・民法・刑法
- **第2回試行試験（平成27年度）**
 - 法学未修・既修の1年次・2年次を対象に実施。
 - ・ 実施科目：憲法・民法・刑法(1年次・2年次とも同一の問題を使用)
- **第3回試行試験（平成28年度）**
 - 法学未修・既修の1年次・2年次を対象に実施予定。
 - ・ 実施科目：憲法・民法・刑法(1年次)
憲法・民法・刑法・民事訴訟法・刑事訴訟法・商法・行政法(2年次)
 - ・ 検討事項：憲法・民法・刑法について、1年次と2年次で同一の問題とするか
複数科目を一括で行うか
- **第4回試行試験（平成29年度）**
 - 最後の試行試験となる見込み。
 - ・ 検討事項：実施科目や出題範囲をどのように設定するか
(本格実施の際、各大学の進級判定でどのように活用してもらうか)
- **平成30年度以降、本格実施となる見込み**

検討体制

中央教育審議会大学分科会法科大学院特別委員会

共通到達度確認試験システムの構築に関するワーキング・グループ

※試験の基本的な枠組みに関する検討

共通到達度確認試験の実施に関する検討チーム(高等教育局長の下で開催される懇談会)

※試験の実施方針や作問体制に関する検討